



あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

秋も少しずつ深まり運動しやすい季節です。ちょうど10月の第2月曜日は「スポーツの日」。できる範囲で身体を動かしてみませんか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

2025年4月から厳格化される育児休業給付の延長手続き

育児休業の延長・再延長時に、一定の要件を満たした場合、雇用保険の育児休業給付金についても支給が延長されることになっています。2025年4月1日より、この育児休業給付金の延長・再延長時の手続きが厳格化されることとなりました。

給付金の延長・再延長

雇用保険の育児休業給付金は、子どもが1歳または1歳6ヶ月になる際、保育所等の利用を申し込んだものの、当入所できないとき等に、子どもが1歳または1歳6ヶ月以降も支給されます。これまでは市区町村の発行する入所保留通知書などにより延長・再延長に該当するかの確認が行われてきましたが、2025年4月からは、保育所等の利用申し込みが「速やかな職場復帰のために行われたものであると認められること」により判断されます。

速やかな職場復帰とは

速やかな職場復帰のために行われたものであると認められるためには、以下～の要件のすべてを満たしている必要があります。

原則として子どもが1歳に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること
申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

の「合理的な理由」として認められるのは、申し込んだ保育所等が従業員本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（従業員本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含む）等の限定的なものになっています。

2025年4月以降の手続き

2025年4月以降の延長・再延長時には、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることの判断ができるよう「育児休業給付金支給申請書」に、以下の書類を添付する必要があります。

- ・育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- ・市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

このうち「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」は、厚生労働省ホームページにおいて様式が公開されており、申請する従業員が作成することになります。



今回変更される手続きの対象は、子が1歳に達する日または1歳6ヶ月に達する日が2025年4月1日以後となる従業員で、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合となります。保育所等の申し込みの時期や、入所を希望する保育所等の選択にも関わるものであることから、厚生労働省から公開されているリーフレットを活用するなどして、早めに対象となる従業員に周知しておきましょう。

お仕事カレンダー

10月10日(木)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（9月分）
10月31日(木)	8月決算法人の申告・納税、2月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・5月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 健康保険・厚生年金保険料の支払期限（9月分）





健康保険証が廃止されます マイナ保険証のご準備を

2024年12月2日に健康保険証が廃止され、代わりにマイナンバーカードを使用する「マイナ保険証」の本格利用が始まります。それまでに、マイナンバーカードを作成し、医療機関の窓口で利用できるように、事前に利用登録をしておくことが必要になります。

健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となったときや、従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、健康保険証が発行されます。この健康保険証の新規発行が終了し、2024年12月2日以降は新規で発行されなくなります。

なお、すでに発行されている健康保険証は、経過措置として最大1年間(2025年12月1日まで)使用できます。それより前に健康保険証に記載されている有効期限が到来した場合や、転職・転居などにより保険者に異動が生じた場合は、その時点で失効となります。

2025年12月1日までに従業員が退職したり、家族が被扶養者でなくなったりすること等で使用できなくなった健康保険証は、これまでどおり、会社で回収する必要がありますが、2025年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められています。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、保険者より「資格情報のお知らせ」が発行されます。

協会けんぽの場合は、2024年9月以降、会社を經由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に届く予定となっています。

この資格情報のお知らせにより、加入者の資格情報を伝えるとともに、マイナ保険証の利用登録に係る確認も行われることとなります。

また、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合や、何らかの事情により医療機関等でマイナンバーカードでの保険証利用ができないなどの場合には、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで、保険診療により受診することが可能となります。

資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人もいます。このような人は、保険者から交付される資格確認書を提示することにより、これまでどおりの保険診療を受けられるようになります。

健康保険証の廃止とその後の対応は、従業員やその家族に大きな影響があります。マイナンバーカードの作成やマイナ保険証の利用登録について早めに呼びかけるなど、会社としても従業員への周知に取り組まれることをおすすめします。

[参考]：厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

お 仕 事 備 忘 録



- 1. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります...** 今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。確認しておきましょう。(例)令和6年度福島県の最低賃金 955円 (令和6年10月5日発効予定)
- 2. 51人以上の企業への社会保険適用拡大...** 10月1日より社会保険の加入条件が変わり、厚生年金保険の被保険者が51人以上の企業に勤務するパート・アルバイトで、週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上などの条件に該当した場合は、社会保険に新たに加入することになります。
- 3. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除...** 定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されます。従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。
- 4. 健康保険の被扶養者の資格確認調査...** 年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会(協会けんぽ)では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。
- 5. 労働保険料第2期分の納付(延納申請した場合)...** 労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。
- 6. 年末にかけての資金繰り計画...** 年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか?下期の資金計画を立てましょう。資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払いなどの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。